

新型インフルエンザ（H1N1）発生に係る対策指針（暫定第1版）

平成21年5月20日

多摩市教育委員会

目 次

I	策定の主旨	3
II	基本的な考え方	3
III	新型インフルエンザについて	4
1	新型インフルエンザの概要	4
2	新型インフルエンザの感染経路	4
IV	新型インフルエンザ(H1N1)発生に伴う対応について	5
1	海外発生期	5
2	国内で患者が発生した場合の対応(国内発生期)	5
3	国内で患者が複数発生した場合の対応(国内発生期)	5
4	都内・隣接地域及び市内で患者が発生した場合の対応(都内等流行期)	7
5	流行終息期の対応	7
6	永山公民館・関戸公民館の対応	8
7	図書館の対応	8
	新型インフルエンザ対策における多摩市立学校連絡体制図	9
	新型インフルエンザ各連絡先	10
	臨時休業通知様式例(市教委から校長宛)	11
	臨時休業通知様式例(学校から保護者宛)	12
	〈資料〉新型インフルエンザ(H1N1)国内複数発生に係る健康観察の徹底について(学校宛)...	13
	〈資料〉新型インフルエンザ(H1N1)国内複数発生に係る健康観察の徹底のお願い(保護者宛)...	14
	〈資料〉健康観察票(個人用)	15
	〈資料〉新型インフルエンザ国内発生時の児童・生徒の健康状態等の把握の徹底について...	16

I 策定の主旨

新型インフルエンザとは、過去にヒトが感染したことの無い新しいタイプのインフルエンザのことである。新型インフルエンザに対してヒトは免疫を持っていないため、世界中で大流行し、人命や社会経済活動に多くの被害をもたらすことが懸念されている。

東京都では、平成 19 年 3 月、「新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定した。

また、東京都教育委員会では、これを基に集団感染の起きやすい学校の特殊性を考慮し、新型インフルエンザが発生した場合に適時的確な対応を図るため、「都立学校における新型インフルエンザ対応マニュアル（暫定版）」を策定した。

東京都教育委員会では、「都立学校における新型インフルエンザ対応マニュアル（暫定版）」が、現時点の状況に基づいて作成したものであり、現在、国及び東京都において取組の見直しが進められており、今後の状況の変化に応じて、適宜修正を加えることから、暫定版とし、都立学校関係者が新型インフルエンザ対策についての共通認識と理解を深め、具体的対策が円滑に進められるよう活用いただきたいとされた。

多摩市教育委員会としては、この「都立学校における新型インフルエンザ対応マニュアル（暫定版）」の策定を受け、各校に平成 21 年 1 月 21 日付け 20 多教学第 837 号「学校感染症情報No.2」及び「都立学校における新型インフルエンザ対応マニュアル」（暫定版）について（情報提供）」として情報提供している。

平成 21 年 4 月末、世界保健機構（WHO）からメキシコ・米国等における新型インフルエンザ（H1N1）の発生報告があり、その後、警戒宣言「フェーズ 3」から「フェーズ 4」更に「フェーズ 5」と段階的に警戒レベルが引き上げられ世界的な危機の問題として扱うようになった。

このようなことから、新型インフルエンザに対する対応については、平成 21 年 5 月 16 日兵庫県神戸市においてヒト⇒ヒトの感染が確認され国内第 1 号としての患者発生があり、その後、兵庫県、大阪府と拡大している。

日々変化する状況であるが、この問題に対応するための指針として、「新型インフルエンザ発生に係る多摩市教育委員会対策指針（暫定第 1 版）」を策定する。今後、状況に応じて改版する。

各校は、「新型インフルエンザ（H1N1）発生に係る対策指針（暫定第 1 版）」と「都立学校における新型インフルエンザ対応マニュアル（暫定版）」を活用して対策に努めるものとする。

II 基本的な考え方

1 新型インフルエンザ対策の目的は、可能な限り感染拡大を阻止し、児童・生徒、教職員及び市民の健康被害を最小限にとどめることにある。

2 新型インフルエンザ(H1N1)の感染力は一般的なインフルエンザより強いといわれ、病原性の強さはH5N1より弱いといわれている。新型インフルエンザ(H1N1)が発生した場合には、周到な計画の下に発生初期の段階で抑え込むことにより、感染拡大を防止することが重要である。

3 児童・生徒が集まる学校は、集団感染の場になりやすく、発達した交通網を持ち、多くの人々が活動する生活都市東京では、より一層の警戒が必要である。具体的には早期からの学校閉鎖の検討など、各発生段階に応じた対策を進めていく必要がある。

新型インフルエンザ発生後に判明する症状や感染力等により、対応策も変化してい

くと考えられるが、情報に過度に反応してパニックにならないよう、正しい情報に基づき適切な判断・行動が求められる。それぞれの時点での状況等を踏まえて、具体的な対応策を検討し的確な対応を行うことが重要である。

Ⅲ 新型インフルエンザについて

1 新型インフルエンザの概要

新型インフルエンザとは、動物、特に鳥類のみに感染していた鳥インフルエンザウイルス(H5N1)、若しくは豚を宿主とするインフルエンザウイルス(H1N1)が、当初は偶発的にヒトに感染していたものが、ヒトの体内で増えることができるようになり、更にヒトからヒトへと効率よく感染するようになり、起こる疾患である。

人間界にとっては未知のウイルスでヒトは免疫を持っていないため、容易にヒトからヒトへ感染して広がり、急速な世界的大流行(パンデミック)を起こす危険性がある。また、罹患者のうちかなりの人が肺炎などの合併症を起こし、死亡する割合も通常のインフルエンザよりも高くなる可能性があると考えられている。

2 新型インフルエンザの感染経路

毎年ヒトの間で流行するインフルエンザの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられている。現段階では、新型インフルエンザが発生していないため、感染経路を特定することはできないが、飛沫感染が主な感染経路になると推測されている。

ウイルスは細菌とは異なり、粘膜・結膜などを通じて生体内に入ることによって細胞の中でのみ増殖ができる。生体内以外の環境中(机、ドアノブ、スイッチなど)では状況によって異なるが、数分から長くても数十時間内に感染力を失うと考えられている。

なお、空気感染は医療現場などのきわめて限定した場でのみ起こりうると考えられている。

IV 新型インフルエンザ(H1N1)発生に伴う対応について

1 海外発生期

- (1) 新型インフルエンザに関する情報収集
- (2) 多摩市立学校(以下「学校」という。)に対する新型インフルエンザの情報提供
- (3) 「多摩市教育委員会新型インフルエンザ対策本部」の準備
- (4) 学校への対応方針の策定準備
- (5) 関係機関との連絡調整
総務部、健康福祉部、子ども青少年部、南多摩保健所、社団法人多摩市医師会など

2 国内で患者が発生した場合の対応(国内発生期)

- (1) 緊急連絡網などの整備
窓口 教育部学校支援課⇒関係部署への連絡
- (2) 「多摩市教育委員会新型インフルエンザ対策本部」(以下「市教委新型インフルエンザ対策本部」という。)の設置
 - ①状況確認、庁内連絡体制の確立
 - ②対応方針の庁内情報共有化
 - ③各種対策の協議、決定
本部長:教育長
副本部長:教育部長
構成員:教育委員会参事及び各課長

3 国内で患者が複数発生した場合の対応(国内発生期)

- (1) 「市教委新型インフルエンザ対策本部」下部組織として「市教委新型インフルエンザ対策チーム」を設置する。
 - ① 構成(事務局教育部学校支援課)
座長:教育部長
副座長:学校支援課長
構成員:教育振興課・学校支援課・教育指導課の係長、担当主査、指導主事及び選任された職員
 - ② チームを構成する所管の職員は、協力して新型インフルエンザ対策に従事する。
- (2) 関係機関との対応
総務部、健康福祉部、くらしと文化部、子ども青少年部、南多摩保健所、社団法人多摩市医師会等と情報共有、連絡、調整
- (3) 対策指針に基づき、学校に次のことを指示する。
 - ア 新型インフルエンザ国内発生に伴い、児童・生徒及び教職員へ健康観察を実施する。
 - イ 児童・生徒及び教職員にうがい、手洗い、咳エチケット(マスクの着用など)

- の励行や規則正しい生活についての周知、指導を行う。
- ウ 人混みを避けるなど感染予防の生活上の指導を行う。
- エ 学校の臨時休業の準備・検討

(4) 学校での対応

- ① 学校は、多摩市教育委員会からの通知・伝達事項に対し迅速に対応する。
- ② 多摩市教育委員会は発生状況により、臨時休業（休校）の措置を行なうのでその場合の対応を検討しておく。
- ③ 情報収集と提供及び感染予防指導
 - ア 学校は、学校支援課等から情報収集を行う。
 - イ 児童・生徒、保護者及び教職員に対し、発生状況の周知、外出の自粛等の生活指導、臨時休業を行う際の対応について事前指導等を行う。
 - ウ うがい、手洗い、咳エチケット（マスクの着用など）の励行や規則正しい生活についての周知、指導を行う。
 - エ マスク、体温計、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の感染防止に有効な資材は、使用法・保管方法を確認しておく。
- ④健康状態の把握
 - ア 児童・生徒及び教職員の健康観察を行う。
 - イ 児童・生徒及び教職員の欠席理由の確認に努める。
 - ウ 有症時は南多摩保健所発熱相談センター**371-7661**へ連絡することを勧奨し、発熱相談センターの指示により医療機関を受診し、結果を学校へ報告するように指導する。その報告結果を学校支援課に報告する。
- ⑤ 学校運営及び生徒等の指導（臨時休業に備えた体制）
 - ア 教職員の発症等による欠勤に備え、人員体制等を確認し、必要な対策を講ずる。
 - イ 学校行事、学校管理下の集団行動、対外試合等の参加自粛や中止の措置をする際の検討を行なう。
 - ウ 学校施設の管理等
 - ・学校内への関係者の出入りの制限方法を検討する。
 - （マスク着用の確認をし、受付窓口にて体温等をチェックする等。）
 - エ 児童・生徒の安否確認とその方法の確認（連絡手段の確保等）
 - オ 家庭等への学校の状況の周知の方法、あり方など確認する。
 - カ 自宅学習計画等、学習の代替策と課題の整理を行う。
 - キ 教職員の勤務体制
 - ・感染拡大を抑えるため、学校で勤務する者の新型インフルエンザの発生段階に応じた、適切な体制を検討する。
 - ・教職員やその家族等の健康状態及び家庭の状況の把握を確実に行うとともに、職務代理者の指定等、勤務不能者発生に備え、必要な要員を確保する体制を考慮する。
 - ・教職員間の連絡、情報伝達法の確保を検討する。
 - ク 児童・生徒、保護者及び教職員に対し、情報提供、感染予防指導（適切な情報により判断・行動ができるよう指導する。）を行う。
 - ケ 臨時休業（休校）中の児童・生徒への指導の準備
 - ・児童・生徒に対する休業中の生活、学習の仕方等指示事項について

検討する。指示事項等の伝達方法をあらかじめ決めておく。

⑥保護者への注意喚起

- ア 保護者に対し、感染拡大防止に関する正しい知識が大切であり、正確な情報に基づき行動するよう周知する。
- イ 国内発生時には学校が長期の臨時休業（休校）になることを念頭に、家庭内の役割分担等、検討しておくよう注意を喚起する。
- ウ 保護者に対し、生徒等に 38℃以上の急な発熱・咳などのインフルエンザ様症状がある場合は、発熱相談センターに報告し、指示に従うよう指導する。また、登校しないよう指導する（出席停止の措置）。
- エ 児童・生徒やその家族等が発症した場合は、早急に学校へ連絡するよう指導すること。

4 都内・隣接地域及び市内で患者が発生した場合の対応（都内等流行期）

都内及び隣接地域で患者が発生した場合には、「市教委新型インフルエンザ対策本部」の会議を開催し、東京都、東京都教育委員会及び関係機関からの情報を把握し、以下のことについて検討し、決定する。

- (1) 学校の臨時休業
- (2) その他対策指針で想定している以外の事態が発生した場合の対応
- (3) 学校での対応

3－(4)の対応を現実的な緊急対応に切り替え、かつ次の項目を加える。

① 健康状態の把握

- ア 学校内で新型インフルエンザの発生、又はインフルエンザ様疾患の集団発生がみられた場合は、速やかに学校支援課に報告するとともに学校医や南多摩保健所と連携し発症者の状況を確認する。児童・生徒及び教職員の健康観察を行う。
- イ 教室等で訴えを起こした場合には、感染をできるだけ防止するために、訴えのあった児童・生徒等を他の児童・生徒等と接触させないように努める。
- ウ 保健室へ訴えてきた場合には、既に他の児童・生徒等が入室している場合、訴えのあった児童・生徒等を入室させる前に、他の児童・生徒等を退室させるなど、接触しないように努める。

② 保護者への注意喚起

- ア 情報の提供にあたっては、学校開設のホームページや電話等を活用し、情報提供や伝達事項の漏れが無いように努める。

5 流行終息期の対応

学校は、都教育委員会からの通知・伝達事項に対し確実に対応する。

- (1) 学校支援課、学校医等から情報の収集を行なう。
- (2) 再流行に備えた対策を検討する。
- (3) 児童・生徒、保護者に対し、情報を提供（学校再開情報の確実な伝達）する。
- (4) 児童・生徒、教職員やその家族の健康状態を把握する。
- (5) 通常の学校運営に向けての準備を行なう。

- (6) 臨時休業を終了し、教育活動を再開する。
- (7) 教育活動再開後の児童・生徒・教職員等の健康観察を行なう。
- (8) 必要に応じて、学校医の協力による臨時健康診断を実施する。
- (9) 児童・生徒の心のケア（必要に応じてスクールカウンセラー等を活用する）を行う。

6 永山公民館・関戸公民館の対応

公民館は関係機関からの情報を把握し、市教委新型インフルエンザ対策本部において以下のことをその段階に応じて検討する。

- (1) 公民館施設利用者への感染予防情報の提供に関する事。
- (2) 乳幼児の集団での保育を想定する保育室の臨時閉鎖に関する事。
- (3) 公民館が主催するイベント、コンサート、講座等主催事業の中止及び公民館施設の一部使用制限に関する事。
- (4) 市民その他の団体が主催する公民館施設を利用したイベント・事業等の開催並びに会議・講座等、施設利用の自粛要請に関する事。
- (5) 国や都レベルでの公共施設閉鎖要請が発せられたとき、公民館の臨時休業に関する事。

なお、市内小中学校の臨時休業が実施された場合は、小中学生の公民館利用を一時的に停止する。(ただし、保護者同伴の場合はこの限りではない)

7 図書館の対応

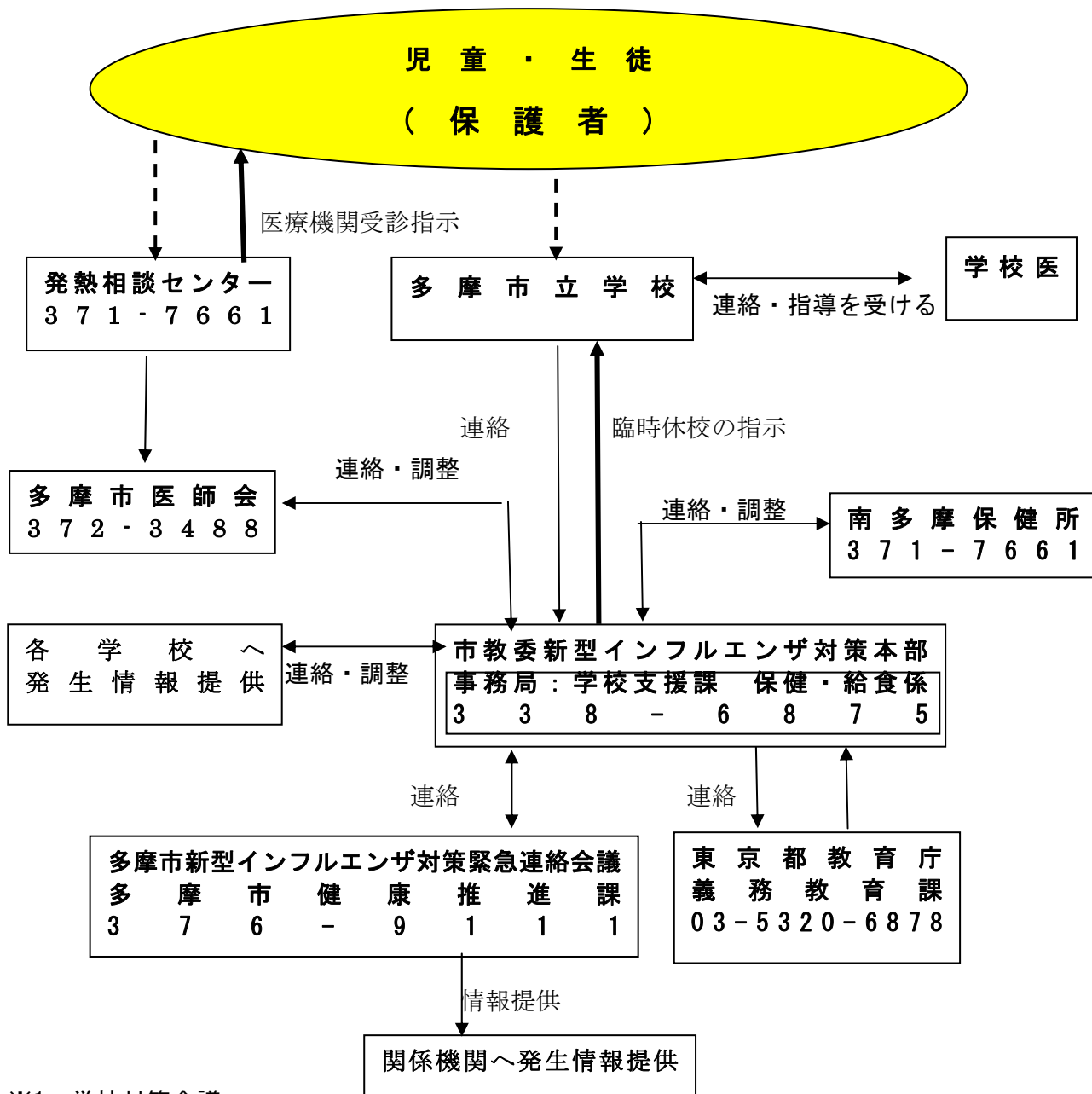
図書館は関係機関からの情報を把握し、市教委新型インフルエンザ対策本部において以下のことをその段階に応じて検討する。

- (1) 図書館施設利用者への感染予防情報の提供に関する事。
- (2) 図書館施設内におけるイベント・事業等の開催に関する事。
- (3) 利用者の来館ならびに長時間滞在の自粛、及び閲覧室等の臨時閉鎖に関する事。
- (4) 市内小中学校の臨時休校が実施されたとき、小中学生の図書館利用を一時的に制限する事。(ただし、保護者同伴の場合はこの限りではない)
- (5) 国や都レベルでの公共施設閉鎖要請が発せられたとき、図書館の臨時休業に関する事。
- (6) 以上の各段階において、来館自粛に起因した延滞・利用停止などの不利益が生じないよう利用規定の緩和に関する事。

新型インフルエンザ対策における多摩市立学校連絡体制図

図 新型インフルエンザ患者発生時の対応例

★ **学校において保護者より新型インフルエンザ疑い・発生の報告を受けた対応**
 学校は、本図の「対応例」のとおり、教育委員会 教育部 学校支援課 保健・給食係に報告すると共に学校医に連絡し指導・助言を得る。



※1 学校対策会議

当該学校は、対策会議を開催し、二次感染予防に対処する。

※2 多摩市対策会議

多摩市教育委員会は、必要に応じて多摩市全体対応の対策会議の招集を求め、関係機関の協力を得て感染予防に対処する。

新型インフルエンザ各連絡先

1 管轄保健所

保健所・担当課	東京都南多摩保健所・保健対策課（発熱相談センター）
電話番号	042-371-7661
受付時間	平日（9時から17時まで）

東京都夜間・休日発熱相談センター

保健所・担当課	東京都夜間・休日発熱相談センター
電話番号	03-5320-4509
受付時間	平日夜間・休日・祝日

2 学校医

医院（医師）	
電話番号	
F A X 番号	

医院（医師）	
電話番号	
F A X 番号	

医院（医師）	
電話番号	
F A X 番号	

3 東京都教育庁 地域教育支援部 義務教育課 健康推進係

電話番号	03-5320-6878
F A X 番号	03-5388-1734

4 多摩市教育委員会 教育部 学校支援課

電話番号	042-338-6875
F A X 番号	042-337-7620

臨時休業通知様式例 市教委から校長宛

平成 年 月 日

多摩市立小・中学校長 各位

多摩市教育委員会
教育長 足立 良明

新型インフルエンザ（H1N1）患者発生に係る臨時休業について （通知）

このことについて、東京都内(県内)で新型インフルエンザ患者が発生しましたので、多摩市内の全小・中学校の明日からの臨時休業を指示します。

なお、「新型インフルエンザ（H1N1）発生に係る対策指針(暫定第1版)」に基づき、全児童・生徒及び保護者に対して、直ちに、その旨通知するとともに、臨時休業中の児童・生徒の保健指導及び学習指導に配慮すること。

臨時休業通知様式例 新型インフルエンザ(H1N1)に対する一斉臨時休業について

保護者各位

臨時休業時に使用

- ・ 月日
- ・ 学校名
- ・ 期間

を記入して使用すること

平成 21 年○月□日

多 摩 市
多摩市教育委員会
多摩市立■学校長

新型インフルエンザ（H1N1）に対する一斉臨時休業について

日ごろから本校の教育活動にご理解とご協力をいただいていることに深く感謝申し上げます。

さて、都内でも新型インフルエンザ（H1N1）の感染者が確認され、今後の感染拡大が懸念されます。市立全小・中学校では保護者の方のご協力をいただき、すでに5月19日から継続して健康観察による動向を把握して参りましたが、子どもの健康と安全を重視する観点から、**明日から市立小・中学校は一斉に●日間の臨時休業の措置をとります。**

つきましては、お子様は◇月▲日まで外出を控えて各自宅で学習を行い、規則正しい生活を崩さないようにご指導いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、正確かつ最新の情報を把握して適切に行動するとともに、お子様はもちろんご家族の皆様もマスクの着用やうがい・手洗いをはじめとする感染予防の徹底をよろしく願いいたします。

さらに、お子様やご家族の方などに新型インフルエンザやその疑いによる発熱や体調不良が認められた場合は、すぐに「発熱相談センター」に連絡をとるとともに学校にもご一報ください。

なお、登校の再開につきましては、状況に応じて改めて連絡網を使って学校からご連絡いたします。学校には平常どおり教職員が勤務しておりますので、ご不明な点は各担任までお問い合わせください。

記

1 臨時休業期間のお子様の家庭生活について

- ・ 学校から指示された学習等を計画的に行い、規則正しい生活をご指導ください。
- ・ 感染予防の観点から、放課後の時間を含めて外出は控えるようご協力ください。
- ・ 毎朝の検温・健康観察を継続して行い、担任からの毎日の電話での確認に応えられるようご指導ください。5月19日から行っている健康観察は臨時休業中も継続いたします。
- ・ 個人情報の聞き出しや詐欺被害などの被害に遭わないように、施錠や留守番のしかたについてもご指導ください。特に玄関をいきなり開けたりしないようご指導ください。
- ・ **各学童クラブは休所します。**
- ・ **多摩市立児童館・公民館・図書館は児童・生徒の利用はできません。**

※感染の拡大を防ぐため、ご理解とご協力をお願いいたします。

2 臨時休業中の健康状態について

- ・ 万が一、お子様やご家族等に38℃以上の発熱や新型インフルエンザの疑いの症状が認められる場合は速やかに下記にご連絡の上、その指示に従って診察や治療を受けてください。また、その場合は必ず学校にもご一報ください。

※ 発熱相談センター 電話042-371-7661（平日9時から17時まで）

※ 東京都夜間・休日発熱相談センター 電話03-5320-4509（上記以外）

<資料>

新型インフルエンザ(H1N1)国内複数発生に係る健康観察の徹底について

21 多教学第 230 号
平成 21 年 5 月 18 日

多摩市立小・中学校長 各位

多摩市教育委員会
教育長 足立 良明

新型インフルエンザ(H1N1)国内複数発生に係る健康観察の徹底について (通知)

標記の件について、新型インフルエンザ(H1N1)が、兵庫県・大阪府を中心として集団発生しております。

このことから、各校は、別添の「新型インフルエンザ(H1N1)国内複数発生に係る健康観察の徹底のお願い」を本日保護者に配布し、平成 21 年 5 月 19 日より、「健康観察票(個人用)」を用いて、児童・生徒・教職員の健康観察の徹底を行うように指示します。

児童・生徒に本日配布するものは、「健康観察票(個人用)」です。

使用する様式については、平成 21 年 5 月 1 日付け 21 多教学第 174 号「新型インフルエンザ国内発生時の児童・生徒の健康状態の把握の徹底について」(通知)に定める「健康観察票(個人用)」、「健康観察票(学校用)」を使用すること。

なお、添付しました「健康観察票(個人用)」については、一部修正してあります。確認の上、印刷して児童・生徒に配布願います。

多摩市職員ポータル オフィス環境⇒共用キャビネット⇒全オフィス⇒多摩市⇒全庁⇒ファイル備品⇒教育部⇒「S 21 新型インフルエンザ関係」に掲載してあります。

また、各校において、児童・生徒・教職員の手洗い・うがいの励行を行うように改めて指示します。

問合せ先

教育部 学校支援課 保健・給食係 338-6875
担当:大竹 雅夫

<資料>

平成 21 年 5 月 18 日

保護者 各位

多摩市教育委員会
教育長 足立 良明

多摩市立 学校
校長 ○ ○ ○ ○

新型インフルエンザ(H1N1)国内複数発生に係る健康観察の徹底のお願い

このことについて、兵庫県・大阪府を中心として新型インフルエンザ(H1N1)が集団発生しております。

このような事態が起きたため、多摩市立学校全校では、本日お配りする「健康観察票(個人用)」を用いて健康観察を開始いたします。

つきましては保護者の皆様方におかれましては、「健康観察票(個人用)」を使用して、明日(平成 21 年 5 月 19 日)より毎朝お子様の体温を測定の上、健康状況等をご記入し、お子様が学校に登校する時に、必ず担任へ提出し健康観察にご協力をされるようお願いいたします。

なお、ご家庭では、うがい、手洗い、咳エチケット(マスクの着用など)の励行をお願いいたします。

<資料>

21 多教学第 174 号
平成 21 年 5 月 1 日

多摩市立小・中学校長 殿

学校支援課長 倭文 純子

新型インフルエンザ国内発生時の児童・生徒の健康状態等の把握の徹底について
(通知)

標記の件について、既に、情報提供しておりますが、世界保健機関（WHO）は、警戒レベルを「フェーズ4」（ヒトーヒト感染が地域レベルで続く、パンデミック(世界的大流行)の可能性は中～高程度）から更に「フェーズ5」（ヒトーヒト感染がWHOで決める地域内の2ヶ国以上で続く、パンデミックの可能性の高まりは、確実に）に引き上げました。

このようなことから、今後、「国内発生」を視野に入れた対応の必要性もあるため、別添「新型インフルエンザ国内発生時の児童・生徒の健康状態等の把握の徹底について」を定めましたので児童・生徒・教職員の健康観察の徹底について通知いたします。

なお、使用様式等については、（「多摩市職員ポータル」、オフィス環境⇒「全オフィス」⇒「多摩市」⇒「全庁」⇒「ファイル備品」⇒「教育部」⇒「学校支援課 保健・給食係からのお知らせ」⇒「S 21 新型インフルエンザ関係」）をご利用ください。